

令和 2年12月13日

家畜衛生情報

滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

令和2年12月12日に検査を行っていた事例が高病原性鳥インフルエンザと判定されました。

<概要>

1 発生場所

滋賀県東近江市の採卵鶏農家(飼養羽数 約11,000羽)

2 経緯

- (1) 12月12日、農場から死亡羽数が増加した旨、家畜保健衛生所に届出。
- (2) 同日、家畜保健衛生所が現地調査を行い、簡易検査を実施した結果、陽性となり、高病原性鳥インフルエンザを疑い検査材料を採取。
- (3) 家畜保健衛生所が実施した遺伝子検査により、H5亜型に特異的な遺伝子を検出したため、農林水産省に報告。
- (4) 遺伝子検査(PCR検査、リアルタイムPCR検査)の結果および疫学情報から、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

今後の防疫対応等

家畜伝染病予防法および防疫指針に基づき、

- (1) 発生農場においては殺処分等の防疫措置を実施。
- (2) 発生農場のから半径3kmを移動制限区域として、清浄性が確認されるまで家きん等の移動禁止、食鳥処理場、GPセンターおよびふ卵場の閉鎖を実施。
また、発生農場から半径10kmを搬出制限区域として、清浄性が確認されるまで家きん等の搬出を禁止。
- (3) 周辺農場および関連農場の立入検査を実施。
- (4) 制限区域内の農場、GPセンターおよび食鳥処理場の移動制限の例外に係る調査を実施。

鶏に通常と異なった状態が見られた場合、すぐにご連絡下さい。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145

FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052